

3—(6) 定期借地権(事業用)設定合意書

収 入
印 紙

定期借地権(事業用)設定合意書

(存続期間30年以上50年未満)

(以下「甲」という。)と、(以下「乙」という。)は、頭書(1)物件の表示記載の甲所有の土地に、借地借家法(平成3年法律第90号。以下「法」という。)第23条(事業用定期借地権等)第1項に規定する借地権を設定することを目的として、頭書及び第1条から第23条までを内容とする契約を、年 月 日までに、公正証書により締結するものとする。

頭書(1) 目的物件の表示

土地	所 在			
	地 番			
	地 目			
	地 積			
建物	所 在			
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()／瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()／()階建／全()戸		
	建築面積		延床面積	
	用 途			
その他	本件建物以外の構造物			
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()／瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()／()階建／全()戸		
	建築面積		延床面積	
	用 途			

頭書(2) 契約期間

年 月 日 から	年 月 日まで(年間)
目的物件の引渡し時期	年 月 日

頭書(3) 賃料等

賃 料	月 額	円	敷 金	円
			(賃料 ヶ月)	

賃料等の支払時期		翌月分を毎月 日まで	
賃料等の 支払方法	☐ 振込		
	☐ 持参	持参先	
	☐ 口座引落	委託会社名	

頭書(4) 借主及び緊急連絡先

借主氏名	法人の場合	(商号)
	個人の場合	(氏名)
緊急連絡先	担当者氏名	
	(自宅)	
	(携帯)	

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名
	住所

管理業者	商号又は名称		
所在地	TEL		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号)	※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(6) 再契約に関する事項

--

頭書(7) 特約事項

--

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲・貸主	氏名 ㊞ TEL	
	住所	
乙・借主 (法人の場合)	商号 ㊞ TEL	
	代表者名	
	住所	
乙・借主 (個人の場合)	氏名 ㊞ TEL	
	住所	
連帯保証人	氏名 ㊞ TEL	
	住所	
連帯保証人	氏名 ㊞ TEL	
	住所	
宅地建物 取引業者	商号(名称)	代表者 ㊞
	事務所所在地・TEL	
	免許証番号 () 号	
宅地建物 取引士	氏名 ㊞	登録番号 知事 第 号
	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL	

※㊞は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の目的)

第1条 甲は、専ら の事業の用に供する頭書(1)「目的物件の表示」(以下「物件表示」という。)記載の建物(以下「本件建物」という。)の所有を目的として、物件表示記載の土地(以下「本件土地」という。)(に)、乙のために、法第23条第1項に規定する借地権(以下「定期借地権(事業用)」という。)を設定する。

2 本契約により甲が乙のために設定する定期借地権(事業用)(以下「本件借地権」という。)は賃借権とする。

(建物の建築等)

第2条 乙は、本件土地に頭書(1)の物件表示の記載と異なる建物又は建物以外の構造物を建築してはならない。
建築された建物又は建物以外の構造物を増改築又は再築する場合も同様とする。

2 乙は、本件建物を、専ら前条第1項に規定する事業に供するものとし、その全部又は一部を居住の用に供してはならない。

(契約期間)

第3条 本件借地権の契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(2)記載のとおりとする。

2 本件借地権は、前項に規定する期間の満了により終了し、契約の更新はないものとする。

3 本件借地権は、第1項に規定する期間の満了前に乙が所有する本件土地上の建物が滅失し、乙が新たに建物を築造した場合でも、契約期間の延長はなく、第1項に規定する期間の満了により当然に終了するものとする。

4 本件借地権には、民法第619条第1項の規定は適用しないものとする。

(資料)

第4条 本件土地の賃料は、頭書(3)記載のとおりとする。ただし、1ヶ月未満の期間については、日割計算によるものとする。

2 乙は、翌月分の賃料を、毎月 日までに頭書(3)記載の方法により、甲に対して支払わなければならない。

(敷金)

第5条 乙は、賃料、第18条に規定する遅延損害金その他本契約に基づいて生ずる一切の乙の債務を担保するため、本契約が成立したときに、甲に対し敷金として 円を預託しなければならない。

2 乙に賃料の不払いその他本契約に関して発生する債務の支払遅延が生じたときは、甲は、催告なしに敷金をこれらの債務の弁済に充当することができる。甲は、この場合には、弁済充当日、弁済充当額及び費用を乙に書面で通知する。乙は、甲より充当の通知を受けた場合には、通知を受けた日から 日以内に甲に対し敷金の不足額を追加して預託しなければならない。

3 本契約の終了に伴い、乙が本件土地を原状に復して甲に返還し、かつ、第17条第2項に規定する定期借地権(事業用)設定登記の抹消及び本件建物の滅失登記がなされた場合において、甲は、本契約に基づいて生じた乙の債務で未払いのものがあるときは敷金の額から当該未払債務の額を差し引いた額を、又、未払いの債務がないときは敷金の額を、それぞれ遅滞なく乙に返還しなければならない。この場合において、返還すべき金員には利息を附さないものとする。

4 前項の場合において、未払債務額を差し引いて敷金を返還するときは、甲は、敷金から差し引く金額の内訳を乙に明示しなければならない。

5 乙は、本件土地を原状に復して甲に返還するまでの間、敷金返還請求権をもって甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。

6 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、第10条第2項に規定する場合については、この限りではない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第6条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する

暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと

二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

（土地の適正な使用）

第7条 乙は、善良な管理者の注意をもって本件土地を使用し、土壤の汚染等により原状回復が困難となるような使用をしてはならない。

2 乙は、騒音、振動、悪臭、有毒ガス又は汚水の排出等によって近隣に迷惑となるような行為を行ってはならない。

3 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

二 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

三 本物件を反復継続して反社会的勢力に利用させること

四

五

六

（建物の賃貸）

第8条 乙は、本件建物を第三者へ賃貸する場合は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 当該第三者との賃貸借契約（以下この条において「建物賃貸借契約」という。）が、本件借地権の満了の 月 日前に終了するものとする

二 建物賃貸借契約において、法第38条（定期建物賃貸借）第1項の規定に従い、契約の更新がないこととする旨を定めること

三 建物賃貸借契約の締結に先立ち、建物の借主に対し、法第38条第2項の規定による説明を行うこと

四 建物賃貸借契約の期間が1年以上である場合は、法第38条第4項の通知期間内に、建物の借主に対し、期間の満了により建物賃貸借契約が終了する旨の通知をすること

（建物の修繕）

第9条 乙は、本件建物を修繕しようとするときは、あらかじめ、甲に修繕の内容を通知しなければならない。

（借地権の譲渡、転貸）

第10条 乙は、第三者に、本件借地権を譲渡し、又は本件土地を転貸しようとする場合は、あらかじめ、甲の書面による承諾を得なければならない。

2 甲が前項の譲渡に承諾を与えたときは、乙は本件借地権とともに甲に対する敷金返還請求権を当該第三者に譲渡するものとし、甲はこれを承諾する。

（土地の譲渡）

第11条 甲は、本件土地を第三者に譲渡しようとする場合は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。

2 甲は、本件土地を第三者に譲渡した場合には、乙に対する敷金返還債務を当該第三者に承継させなければならない。

（承諾事項）

第12条 第10条第1項に規定する場合のほか、乙は、次の各号に掲げる行為を行おうとする場合は、あらかじめ、

甲の書面による承諾を得なければならない。

- 一 物件表示記載の本件建物の用途変更
- 二 本件土地の区画形質の変更

(通知義務)

第13条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちに、その旨を本契約の相手方に書面により通知しなければならない。

- 一 氏名若しくは名称、代表者又は住所若しくは主たる事業所の所在地を変更したとき
- 二 合併又は分割が行われたとき

(契約の解除)

第14条 次の各号のいずれかに掲げる事由が乙に存する場合において、甲が相当の期間を定めて当該事由に係る義務の履行を乙に対し催告したにもかかわらず、乙がその期間内に当該義務を履行しないときは、甲は、本契約を解除することができる。ただし、本契約における当事者間の信頼関係が未だ損なわれていないと認められるときは、この限りではない。

- 一 第2条第1項の規定に違反して本件土地に物件表示と異なる建物若しくは構造物を建築したとき又は同条第2項の規定に違反して本件建物の全部若しくは一部を居住の用に供したとき
- 二 第4条第1項に規定する賃料の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
- 三 第5条第6項の規定に違反して、敷金返還請求権を譲渡し又は担保に供したとき
- 四 第7条各項の規定に違反する本件土地の使用を行ったとき
- 五 第8条各号に定めるところによらず本件建物を第三者へ賃貸したとき
- 六 第10条第1項に規定する承諾を得ないで、本件借地権を第三者に譲渡し又は本件土地を第三者に転貸したとき
- 七 第12条に規定する承諾を得ないで、同条各号に掲げる行為を行ったとき
- 八 その他本契約の規定に違反する行為があったとき

2 乙について銀行取引の停止処分、国税等滞納処分又は破産その他の法的整理手続きの開始の決定があったときは、甲は、直ちに本契約を解除することができる。前項ただし書の規定は、この場合における甲の解除について準用する。

3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- 一 第6条の確約に反する事実が判明したとき
- 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

4 甲は、乙が第7条第3項第一号から第三号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告もせずして、本契約を解除することができる。

(建物買取請求権)

第15条 本契約が終了したときは、乙は、甲に対し、建物その他乙が権原により土地に附属させた物の買取を請求することはできないものとする。

(原状回復義務)

第16条 本契約が終了する場合には、乙は、自己の費用をもって本件土地に存する建物その他乙が本件土地に附属させた物を収去し、本件土地を原状に復して甲に返還しなければならない。

2 本件借地権が契約期間の満了によって消滅する場合には、乙は、期間満了 1年前までに本件建物の取壊し及び本件建物の借主の退去等本件土地の返還に必要な事項を書面により甲に報告しなければならない。

3 第1項に規定する本件土地の返還が遅延した場合には、乙は、遅延期間に応じ、本件土地の賃料の倍額に相当する額の遅延損害金を甲に支払わなければならない。

(登記)

第17条 甲及び乙は、本契約を締結した後、遅滞なく、本件土地について定期借地権(事業用)設定登記をするもの

とする。

2 本契約が終了した場合には、甲及び乙は、定期借地権(事業用)設定登記を抹消するものとする。

(遅延損害金)

第18条 乙は、本契約に基づき甲に対して負担する賃料その他の債務の履行を遅滞したときは、甲に対して年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

(契約費用等の負担)

第19条 本契約締結に係る公正証書作成費用、本件借地権設定登記に係る登録免許税その他の諸費用は、甲及び乙がこれを折半して負担するものとする。

(連帯保証人)

第20条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(合意管轄裁判所)

第21条 本契約に係る紛争に関する訴訟は、本件土地の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(協議)

第22条 本契約に定めのない事項又は本契約の規定の解釈について疑義がある事項については、甲及び乙は、民法その他の法令及び慣行にしたがい、誠意を持って協議し、解決するものとする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、頭書(7)記載のとおりとする。